

次期川越市障害者支援計画（原案）に対する 意見公募手続きの結果について

資料2

1 意見公募手続きの概要

（1）募集期間

令和5年1月22日（水）～令和5年2月21日（木）（30日間）

（2）募集対象者

- ①市内に住所を有する方
- ②市内の事業所等に勤務する方
- ③市内の学校に在学する方
- ④その他、この案に関して利害関係を有する方

（3）閲覧場所

障害者福祉課（市役所本庁舎1階）、療育支援課（市役所本庁舎1階）、健康づくり支援課（総合保健センター1階）、総合福祉センター（オアシス）、各市民センター、川越駅西口連絡所（U_PLACE 3階）、児童発達支援センター

（4）意見提出方法

- ①直接持参
- ②郵送
- ③ファックス
- ④市ホームページからの電子申請

2 意見公募手続きの結果

（1）意見提出者

- | | |
|-----|------|
| ①法人 | 2法人 |
| ②個人 | 103名 |

（2）意見件数 280件（集約後67件）

（3）計画反映件数 5件

3 意見の概要と市の考え方

提出されたご意見と意見に対する本市の考え方については、次のとおりです。

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
1	2	<p>●第1章 1計画策定の背景と趣旨について</p> <p>平成30年障害者の日常 1~4行目生活及び社会生活を総合的に支援する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行以下この部分をまるごと削除する。その理由、国では本法律を制定し法律に基づき障害者の望む地域生活の支援、障害児のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備をしていながら川越市として障害者の望む地域生活の支援をしていないし障害児のニーズの多様化へのきめ細やかな対応もしていないため</p>	1	御意見として確認させていただきました。	原案のままとします
2	14	<p>●第2章 2アンケート調査結果の概要について</p> <p>川越市障害者福祉に関するアンケート調査がうちには送られてこなかつた。アンケートは無作為抽出だけでなく希望者にも郵送いただきたい。その理由アンケートに必ず記入し提出するため。またうちちは他の人と違う考えのため確実に少数（マイノリティ）数値に反映されるため。</p>	1	御意見は今後のアンケート調査実施の際の参考とさせていただきます。	原案のままとします
3	25	<p>●第2章 3市内障害者団体ヒアリング結果の概要について</p> <p>市内の障害者団体が全員で何人いるか不明だが、団体のみのヒアリングだけでは多様化するニーズはくみとれない。またアンケートは全員に配布されない。平時から市に対して当事者家族から相談要望があがってきたものについてはすべて蓄積して改善をはかっていくことが必要だし、この計画にも示されている。</p>	1	御意見は今後の参考とさせていただきます。	原案のままとします
4	33	<p>●第2章 4事業進捗状況調査結果の概要 基本目標3について</p> <p>最後の2行。私は市内の障害者通所施設、生活介護事業所の職員をしています。その施設には県立川越特別支援学校を卒業して通い始める利用者が多く、ここ10年くらいのうちにに入った</p>	1	御意見は今後施策を検討する際の参考とさせていただきます。	原案のままとします

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		利用者の中には、母子家庭で、学校が終わった後に放課後デイサービスに通っていて、その間に母親が働いていたので、卒業した後にその時間に預かってくれるところがないと困るとの事でした。私の施設のある法人には、行動援護サービスを行えるようになつていて、現在はそちらで対応していますが、今度、今より広い施設に移転することになり、その時間を日中一時のサービスで行うことができないかと考えています。そうすれば必ず行動援護より本人も負担なく慣れた場所で過ごすことができます。ただ、日中一時は単価が安く、職員を確保することが難しいので、市の補助でその補填をしていただくことができれば、他の利用者も一緒に高齢化している保護者の負担を減らすことができると思います。			
5	36	<p>●第2章 5現状の整理と課題について</p> <p>2 保健医療に関する課題。3 年前からコロナワクチンを個別の医療機関や集団接種に行けないと保健医療と福祉に再三相談。しかし何ら協力連携を行ってもらはず、まだ打てておらず、打ってくれる医療機関すら紹介してもらえない。これのどこが市、保健所、医療キカンの連携体制の強化なのか?きちんと「コロナワクチンが誰ひとり取り残さず打てる体制をとつてこなかった事例もあることから」を反省の弁を明記する。</p>	1	御意見として確認させていただきました。	原案のままとします
6	37	<p>●第2章 5現状の整理と課題について</p> <p>18 行目～20 行目。障害のある子どもの支援に当たってはその家族に対する相談支援もつかせない。支援者である家族が気軽に相談できるように相談支援体制の充実強化に取り組んでいきます。に「今までではやってこなかったので」を入れる。引き続きを削除する。理由、すべての市民に向けた計</p>	1	御意見として確認させていただきました。	原案のままとします

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		画なのにわが家は恩恵被っていない。			
7	40	●第3章 1基本理念について すべての人にわかりやすくするため または説明が足りないため、そもそも インクルーシブが包摂や包み込むと いう概念のため <インクルーシブ> 障害の有無や性別、多様な属性ニーズ など様々な違いを認め合い社会の構 成員として誰ひとり排除されること なく分け隔てなく地域であたりまえ に存在し、生活できる包摂する概念	1	御意見を踏まえ、次のとおり修正し ます。 《インクルーシブ》 <u>障害の有無や国籍、年齢、性別など</u> <u>に関係なく、多様性を認め合い、誰</u> <u>一人取り残さず、すべての人が地域</u> <u>社会に参加し、社会の構成員として</u> 包み支え合うという理念のこと。	御意見 を踏ま え修正 します
8	40	●第3章 1基本理念について 地域の自治会内部の自治会が認める 老人会の規約において、他人に迷惑を かけず、自分の事は自分でできる人が 追加挿入された。地域住民から集めた 会費や市から補助金を受けている自 治会に入会するよう県はそこに住所 を有する人であり自治会内部の老人 会も自治会から独立していない。内部 の老人会なのだから入会要件に制限 をするということは不当な差別的取 り扱いとなり障害者差別であると関 係各課の相談窓口に相談しているが 何ら対応していない。この計画は画餅 でしかない。まずは市各課がこの計画 が画餅にならないよう認識を改める べき。	1	御意見として確認させていただきました。	原案の ままと します
9	48	●第4章 1差別解消・相互理解・権利擁護について 市民に加えて、市職員に十分な理解が 得られていないと考えられます。に訂 正する その理由市職員（委託含む）が障害者 差別解消法や合理的配慮を全く理解 しておらず「差別しているつもりがな い」などと差別の定義自体を間違った 認識で事務執行しているため。	1	御意見として確認させていただきました。 市職員を対象に、合理的な配慮の提 供を含めた障害者差別解消法に関する 職員研修を実施し、職員の理解・意 識の向上に努めております。引き 続き、障害者差別解消法の周知に加 え、研修の実施に取り組んでまいり ます。	原案の ままと します
10	51	●第4章 2住みよい福祉のまちづ くり 施策2防災対策の推進につ いて	1	御意見は今後の参考とさせていただ きます。	原案の ままと します

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		障害者と要介護者2名を1人で抱える家庭、自主防災や自治会長、民生委員等の理解協力が全く乏しく、これで安心して避難できるのか。市の協力要請が必要。避難所で配慮してもらはず困難を極める障害者と家族を作らないために。			
11	51	●第4章 2住みよい福祉のまちづくり 2防災対策の推進について 以前の障害者支援計画や防災計画等にも意見をしてきたが、地域の障害者当事者家族が安心して避難できる体制に全くなっていない。まずは遠くの避難所ではなくインクルーシブな社会の構成員であるならば地域で避難できることが大前提である。地域の自治会は「市の施策にそって防災に力を入れている」と言うが、力を入れる中には障害者当事者家族は全く含まれていない。福祉避難所には入所している障害者がすでにいて、すぐの受け入れは困難である。ならば障害の有無、種別などを問わずに地域で誰もが避難する場所で避難できるよう、市として市に協力する立場の自治会に積極的に働きかけるべきではないのか。それが10数年全く進んでいないのは、市の関係各課、障害者福祉課、福祉推進課、防災危機管理課が連携協力を密にして動いてこなかったためである。重点施策として位置づけているのであれば計画通りに業務遂行すべきである。	1	御意見は今後の参考とさせていただきます。	原案のままとします
12	52 53	●第4章 3保健・医療サービスの充実について 障害のある家族たちが感染症に有用性があるコロナワクチンが受けられないと、障害者福祉課、福祉相談センター、障害者福祉課、保健医療部各所に相談してきたが全く対応してもらえなかった。 なぜ関係機関関係課が連携協力をする立場のものが適切な連携協力を図れないのか。そのために福祉サービス	1	御意見として確認させていただきました。	原案のままとします

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		を受けることができていない。コロナワクチンを受けていれば重症化せず、症状が軽くすむことは周知されている通りであり、自分たちは5回も6回も7回もコロナワクチンを受けているのに障害者とその家族には受けずに福祉サービスを受けろと強要する。自分たちの怠慢を市民に責任転嫁するのはやめてほしい。			
13	53	●第4章 3保健医療サービスの充実について 施策1・2について 健康管理や医療について困ったり不便に思うことがある障害者は対象者の一部のアンケート実施者だけでも6割もいる。ということは実際はうちも含めて7割8割は困ったり不便を感じていると思われる。にもかかわらず施策1・2が重点施策となっていない。うちも非常に困っている。重点施策とすべきである。	1	重点施策につきましては、令和4年度に実施しました「川越市障害者福祉に関するアンケート調査」の設問「市が充実させていければいいと思う障害者施策」の上位5項目及び障害種別ごとの最上位項目を踏まえ選定しています。	原案のままとします
14	55	●第4章 4療育体制及び学習機会の充実 成果指標No.2「特別支援学級設置率」について 国連の障害者権利委員会が昨年に日本に対して障害者権利条約に24条にうたわれているインクルーシブ教育について日本は遵守されていないと勧告を出した。条約は国際条約であり、国内法より優先される。特別支援学級設置は障害の有無で分け隔てなく共に学び育つ阻害要因にしかならないし、本計画の根幹となるノーマライゼーションインクルーシブの概念からも大きく外れるため、この項目を成果指標とすることはやめるべきである。7行目、図るとともに(合理的配慮を受けて障害のある子とない子が同じ教室で)支障なく追加挿入する()部分	1	御意見のインクルーシブ教育に関する国連障害者委員会からの改善勧告につきましては、文部科学省は「障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごせるよう取り組んでおり、特別支援学校や特別支援学級に在籍する子供が増えている中で、特別支援教育は中止せず、インクルーシブ教育を進める」としています。 そのため、ご指摘の箇所につきましては原案のとおりとさせていただきます。	原案のままとします
15	63	●第5章 事業No.1「広報・啓発活動の推進」について 活動指標が広報へ年2回記事を掲載する。2回掲載したら評価Aとしている	1	成果指標としましては、第4章の「1 差別解消・相互理解・権利擁護」において、「市民の障害者差別解消法の認知度」を設定しております。	原案のままとします

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		るようだが、これで推進したことになるとを考えているのか。障害者当事者家族がこれだけしんどくつらく苦しい生活を強いられているのにこれだけか。差別解消法は事業者も合理的配慮義務が課せられる。その周知徹底は市町村の責務である。それを項目立てて成果指標に加えるべきだと思う。		令和6年4月1日から事業者にも合理的配慮の提供が義務化されることから、今後も周知徹底に努めてまいります。	
16	63	●第5章 事業No.2「行政サービスの提供における障害のある人への配慮」について 障害者差別解消法に基づく川越市の対応規定（服務規程訓令）の各所管の責任者は所属長（課長）である。所属の職員に周知徹底させるのも所属長の役割であることが明記されている。しかし所属長が差別解消法を理解していないので所属長の研修を加えてください。現行3回のうち、2回は新人、1回は副課長に昇任した時で、課の決定権は課長にあり課長の理解が得られないと差別が放置されたままになってしまう。	1	御意見は具体的な施策の実施の際の参考とさせていただきます。	原案のまとします
17	64	●第5章 事業No.7「障害当事者の参加の促進」について 知的障害者（その家族）や精神障害者も附属機関の委員に選任すべき。当事者の声を施策に反映すべきだが、委員に選任されなければ反映されにくい。	1	附属機関の委員の選任にあたっては、障害者又はその関係者等の登用に努めています。	原案のまとします
18	67	●第5章 事業No.15「歩道のバリアフリー化の推進」について 道路上の段差、車椅子のスロープ勾配の解消の推進が進んでいない。バリアフリーの推進はなぜ、進まないのでしょうか。川越市の予算関係があるが、川越市は道路上の段差や、車椅子スロープ勾配がありすぎてほとんどが解消になっていない。もう少し、予算確保をしていただき、バリアフリーの段差解消にしていただきたい。障がい者（当事者）、保護者、障害者団体等の意見を尊重しながら障害者支援計画に沿ってください。	1	歩道のバリアフリー化につきましては、基準を満たす一定の幅員が必要なため、拡幅を伴う道路改良などに併せて実施しております。また、既存道路の整備といたしましては、市道0016号線の歩道と車道の段差を解消するなどして、利便性及び安全性の向上を図っているところです。今後も、バリアフリー化を前提とした道路改良を進めるとともに、関係する皆様の御意見を伺いながら、バリアフリー化の見込める道路につきましては、整備に努めてまいります。	原案のまとします

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
19	68	<p>●第5章 事業 No. 19 「公共的建築物のバリアフリー化の推進」について 避難所となる小学校中学校の体育館（トイレ含む）のバリアフリーがまだ完全になされていない。 障害者にとって利用しやすいことを踏まえ早急にバリアフリー化を進めるべき。</p>	1	<p>御意見として確認させていただきました。 御意見を踏まえ、今後障害のある方の利便性を勘案し、整備を検討してまいります。</p>	原案のままとします
20	75	<p>●第5章 施策分野4 療育体制及び学習機会の充実について 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援について施策を記してください。 国の基本指針には、以下のような項が設けられています。 「(二) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」 また、埼玉県も、「子どもの高次脳機能障害」をテーマにしたセミナーを、来場型は令和6年1月27日（土）14時～16時、録画配信期間は令和6年3月1日（金）～14日（木）に行うなど、「子どもの高次脳機能障害」への具体的な支援体制の整備に向けて、動き出しております。</p>	1	<p>御意見の内容は事業 No. 94 「高次脳機能障害の地域支援体制の整備」及び第6章の1（3）地域生活支援の充実に含まれるものであると考えております。</p>	原案のままとします
21	79	<p>●第5章 施策分野5 雇用・就労環境の充実について 「就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用」について、中途障害である高次脳機能障害（若年性認知症）の方が利用できると思いますので、このような施策があることを明記して下さい。 また、休職中の障害者の方が職場復帰を目指すため、就労系福祉サービスを利用する場合「休職中の障害者が現在の企業で復職支援が困難であり、就労移行支援（または就労継続B型）を利用することで復職することが可能となると判断していることを企業が証明する書類」また「就労移行支援を利用することで復職することが可能となると判断していることを医師が証</p>	1	<p>御意見にあります個別具体的なサービスを全て列記することは難しいため、<u>事業 No. 68 「就労支援事業の充実」の概要欄を次のとおり修正</u>します。</p> <p>「障害のある人とその家族などからの相談を受け、相談内容に応じた情報提供や支援を行うことで、安定した職場定着に向けた就労支援の充実に努め、障害のある人の雇用を促進します。また、障害者就労支援セミナーの開催又は職業紹介事業を行う企業等のセミナー開催の情報提供を行うことにより、新規就労者数の向上を図ります。」</p> <p>また、御意見を踏まえ、制度の周知</p>	御意見を踏まえ修正します

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		明する書類」の提出が求められると思いますが、それらを廃止するなど、手続きの簡略化についてもご検討下さい。 従来から実施されていましたが、企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、求職から復職を目指す場合に、その障害者が一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることを法令上位置づける障害者総合支援法等の改正がなされていると思います。		に努めてまいります。	
22	81	●事業 No. 73 「相談支援事業の充実」について 本人が望む生活・社会生活を営むための支援体制になっておらず、本人が望まない支援体制にしかなっていない。ニーズは多様化しているのを把握しているのであれば、そのニーズにあつた事業の開拓掘りおこしを関係機関関係各課と調整を行うのが所管担当課としての役割である。それなくして充実などあり得ない。自己決定支援とは当事者の意向に基づいて支援するものであり、当事者ぬきに当事者のことを勝手に決めないでほしい。	1	御意見は今後の参考とさせていただき、多様なニーズに対応した相談支援体制の充実に努めてまいります。	原案のままとします
23	82	●第5章 事業 No. 79 「グループホームの充実」について 市の単独事業である「障害者共同生活援助事業安定化補助金」はなくさず、維持または増額してください。障害者の所得保障が低い水準にある中で利用できるグループホームの整備促進を進めるためにも「障害者共同生活援助事業安定化補助金」のような国の施策を補う独自の施策は必須です。「障害者共同生活援助事業安定化補助金」の充実を施策の中で明記してください。	56	「障害者共同生活援助事業安定化補助金」につきましては、計画上は明記しておりませんが、御意見は今後の参考とさせていただき、市の行財政改革推進計画等も勘案したうえで、適切な運用を図ってまいります。	原案のままとします
24	82	●第5章 事業 No. 79 「グループホームの充実」について 医療的ケアが必要な人が、独立してグループホームで生活するためには看	3	御意見を踏まえ、事業 No. 79 「グループホームの充実」の <u>活動指標に「医療連携体制加算等算定事業所数（施設）」を追記</u> させていただき	御意見を踏まえ修正します

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		護師の配置が必要です。計画の中に看護師の配置目標を入れてください。		ます。	
25	82	●第5章 事業 No. 79 「グループホームの充実」について 活動指標に、日中サービス支援型グループホームの定員数の実績値と目標値が記されていますが、障害特性に応じた暮らしの場の選択肢を障害者支援計画でも示して頂けるように、介護サービス包括型や外部サービス利用型の実績値と目標値も併せて載せてください。	1	介護サービス包括型や外部サービス利用型も含めた定員数につきましては、第6章障害福祉サービス等の目標と見込量の進捗管理の中で併せてお示ししていきます。	原案のままとします
26	82	●第5章 事業 No. 79 「グループホームの充実」について 活動指標を日中サービス支援型だけに限定しているのは現実にあってない。実際は日中サービス支援型でないホームでも重度の4・5・6という支援区分の人を受け入れている。重度の人程、昼間はホームとは別の作業所等で支援する必要がある。ゆえに指標は、実際に受け入れた重度障害者の人数（人）としたらどうでしょう。	1	活動指標は事務局案のとおりとさせていただきますが、 <u>基本目標3の成果指標に次のとおり指標を追加</u> します。 No. 3 重度障害者の市内グループホーム利用者数 実績値 121 人 目標値 180 人 方向性↗	御意見を踏まえ修正します
27	82	●第5章 事業 No. 79 「グループホームの充実」について 箇所数増の目標を立てるのは簡単かと思います。そこで現在一番問題になるのが、働き手の確保です。障害福祉従事者の所得の低さ自体に他の業種との格差がありますが、それに加えてグループホームで働く人達は、早朝や深夜、年末年始や日・祝日も休みなく働いています。より高い賃金の保障をしていかないと見向きもされない職場であるにもかかわらず、そこに当てる予算がつけられません。 目標で箇所数を増やしていくのであれば、働き手の確保に当てる予算を増やす施策もセットで考えていかないと、立派な箱が出来ても、中身は、障害の軽い限られた人しか暮らせないグループホームになってしまいます。（そういう人はそもそもグループ	1	人材の確保については、国における報酬改定等で措置がされてきたところではございますが、現場からは十分ではないとの声も聞いております。自治体単位での対応では限界があるため、時機を捉えて国に要望してまいります。市の計画では運営面まで見据えての数値目標は設定しておりませんが、御意見は今後施策を検討する際の参考とさせていただきます。	原案のままとします

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		ホームの入居よりも、一人暮らしを望んでいると思いますが) 障害の重い人たちが安心して暮らせる場を増やすことが、今の川越市の喫緊の課題だと思いますので、運営面まで見据えての数値目標としていただけますようよろしくお願ひします。			
28	82	●第5章 事業 No. 79 「グループホームの充実」について 医療的ケアの息子がめりはりのある、安心した生活を送ることはあたりまえのことです。日中は作業所へ行来、ホームに帰る、そのホームを生活する場を作ってください。川越には医療的ケアを必要とする人の生活の場がありません。早急におねがいします。	1	御意見は今後の参考とさせていただきます。	原案のままとします
29	82	●第5章 事業 No. 79 「グループホームの充実」について 重度障害者が利用できるグループホームが増える事は良い事だと思います。がそれはどんなグループホームなのでしょうか?具体的に知りたいです。	1	例えば、日中サービス支援型のグループホームですと、次のような機能を有しております。 ・主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施 ・利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施 ・短期入所(定員1~5人)を併設し、在宅で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場の提供	原案のままとします
30	82	●第5章 施策分野6 3暮らしの場の充実について 息子は27歳の行動障害のある重度障害者です。障害があっても可愛いのは親として同じです。一生一緒にいられるのであれば一緒にいたいです。でも親がいなくなったら時息子はひとりぼっちになってしまいます。言葉が話せない息子が困った時、親だからわかる部分は大きいです。困ってパニックになって物を壊したり人を叩いたり、そうするとこの人は暴力をふるう問題の人となり酷くなれば精神安定剤薬や入院となるでしょう。これが行動障	1	御意見として確認させていただきました。 市の「障害者総合相談支援センター」では、障害のある方やそのご家族からの相談に応じ、総合的かつ専門的な相談支援を行っております。また、市の「地域生活支援拠点」では、「親亡き後」を見据えた相談支援を行っておりますので、ぜひご相談ください。	原案のままとします

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		害と呼ばれる人です。なんて理不尽なのだろうと思います。私が元気なうちに息子を理解してくれる仲間を増やし息子の生活の場（新しい家族）をしっかり築いてあげたいです。健常者の方でも家庭を持たずに独りの方も多いですが、自分で自由に生きられる人と周りに決められて生きている息子達の人生は全く違います。グループホーム・入所という形態でみるのではなく、まず障害の重い人達が暮らすには何が必要なのかを調べていただきたいです。どうかお力添えお願い致します。			
31	82	<p>●第5章 事業 No. 79 「グループホームの充実」について</p> <p>グループホームは、日中支援型の目標値が増えていますが、希望者の実態調査を行うなど必要数を把握するべきだと思います。入所施設、グループホームとともにショートステイの数を増やして、家族のもとを離れる際の体験の場があると本人、家族ともに安心できると思います。</p>	1	計画を進めていく中で、ニーズの把握に努めてまいります。	原案のままとします
32	83	<p>●第5章 事業 No. 80 「障害者支援施設（入所施設）の整備」について</p> <p>川越市には入所施設の待機者が81人いるとうかがっています。国が入所者数の削減計画を進めているのは十分承知していますが、それでは今日明日の暮らしに困っている重度障害者はどこへ行けばいいのでしょうか。遠い将来にそういった人たちもグループホームで暮らせるようになるのならばそれは素晴らしいと思いますが、現状の制度の中では行動障害の人や重度知的、医療的ケアが必要な人等は入所施設で暮らさざるをえないと思います。待機者数の削減目標や入所施設の定員数の増加目標を設定する等、障害当事者が展望を持てるような実効性のある計画にしてほしいですし、今後市内の民間事業所から入所施設の整備計画が上がってきたときには、</p>	63	<p>入所待機者につきましては、埼玉県において入所調整を行っていることから、市の計画で入所待機者数の削減目標を定めることは適切ではないと考えております。また、現時点では本市で入所施設の定員数を増やす考えはございません。</p> <p>御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	原案のままとします

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		国の補助金がなければ建設できませんから川越市として全力で支援してほしいと思います。			
33	83	<p>●事業 No. 80 「障害者支援施設（入所施設）の整備」について</p> <p>入所施設の実績値と目標値が同じなのが疑問です…これだと入所希望者が全員入所施設に無事に入所できているように見えてしまいますが…待機者がゼロということかとも思えてしまいますが、そうではないんですね…</p> <p>一方で入所者の地域移行の目標値もあるようで、その人数を差し引いても待機者の方が多いのではないでしょうか…この計画書のなかには待機者数がどこに載っているのか見つけられなかったので教えて頂ければと思います。地域移行に対応できる方も中にはいらっしゃるかもしれません、現状どうなんでしょうか…</p>	1	第4章の「6福祉サービスの充実・向上」の本市の現状部分で入所待機者の状況について記載しております。	原案のまとします
34	83	<p>●第5章 事業 No. 80 「障害者支援施設（入所施設）の整備」について</p> <p>良質な支援をするため、職員が不足しております。</p>	1	御意見として確認させていただきました。	原案のまとします
35	83	<p>●第5章 事業 No. 82 「重度障害者に対する事業所への支援の促進」について</p> <p>3ページで今回の計画が「川越市行財政改革推進計画」などとの整合性を図りながら策定と書かれていますが、川越市行財政改革推進計画は福祉予算の「削減ありき」の計画であって、障害者の暮らしをより充実させていくための障害者支援計画と整合性を持たせることは、支援計画の性格に反するものであると言えます。川越市単独の重度加算制度は、国の制度の中でこぼれ落ちてしまう障害者の暮らしを地方行政の立場からなんとか支えているものであり、非常に評価されるものであると思います。じつとしていることが難しい行動障害者にはそれだ</p>	85	<p>川越市行財政改革推進計画は本市が将来にわたり、さまざまな行政課題に対応しながら、市民の皆様へ安定的に行財政改革推進計画等も勘案したうえで、適切な運用を図っています。</p> <p>御意見は今後の参考とさせていただき、市の行財政改革推進計画等も勘案したうえで、適切な運用を図ってまいります。</p>	原案のまとします

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		け職員が必要ですし、医療的ケアが必要な障害者の支援もまた同じです。自分での移動が困難な重度障害者には送迎が必須で、それらを支えているのが川越市の重度加算制度（「知的障害者障害福祉サービス事業者重度加算等補助金」）です。これらの制度は拡充することは予算上難しくとも、せめて現状を維持していくということを制度の中に位置づけていただきたいです。			
36	83	●第5章 事業 No.82「重度障害者に対応する事業所への支援の促進」について 活動指標で「重度障害者支援加算（Ⅱ）算定事業所数（施設）」を実績値 22→30とされていますが、この制度は国の制度です。この制度を補うために「知的障害者障害福祉サービス事業所重度加算補助金」があります。この制度につきまして活動指標が設定されていない事はおかしいと思います。この制度につきまして明確に「川越市障害者支援計画」に載せるべきと考えます。ご検討宜しくお願ひ申し上げます。	6	活動指標として記載はしておりませんが、御意見は今後の参考とさせていただき、市の行財政改革推進計画等も勘案したうえで、適切な運用を図ってまいります。	原案のままとします
37	83	●第5章 事業 No.82「重度障害者に対応する事業所への支援の促進」について また、「人材確保のための重度加算等の適切な運用に努めます」とありますが、現在は、適切に運用されていないのでしょうか？何をもってこう表現なさるのか、具体的に教えて下さい。	1	ここで言う「重度加算等」とは、国の報酬の加算制度である「重度障害者支援体制加算」と川越市独自の「知的障害者障害福祉サービス事業者重度加算等補助金」を言います。事業者において必要な人材確保のために適切に活用されるよう、「適切な運用に努めます」と表現させていただいております。	原案のままとします
38	83	●第5章 事業 No.82「重度障害者に対応する事業所への支援の促進」について 職員の人員不足です。ひとりひとりに十分な支援ができません。職員は休憩も取れません。入所では医療ケアを受けられないようです。看護師が不足しています。	1	御意見は今後の参考とさせていただきます。	原案のままとします

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
39	83	●第5章 事業 No.82「重度障害者に対応する事業所への支援の促進」について 干しいもの仕事がなくなったら干しいもの加工ができなくてぼくはとても淋しいです。	1	御意見として確認させていただきました。	原案のままとします
40	85	●第5章 事業 No.91「補装具費支給事業の推進」について 補聴器の申請の際、助成金の活用をしてくれるのはありがたいですが、身体障害者手帳を所持している方々は助成金として申請できますが、身体障害者手帳を所持していない方は助成金の申請ができないのは理解ができない。 身体障害者手帳を所持しているかしていないかに関わらずに、補聴器は高価なので簡単に買うものではない。 申請しやすいよう、格差がないように障害者福祉課として丁寧に説明を行うべきです。	1	御意見は今後の参考とさせていただき、補装具費支給申請につきましては、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。	原案のままとします
41	86	●第5章 施策分野6 福祉サービスの充実・向上について 高次脳機能障害だけでなく、同じ器質性精神障害である若年性認知症も含め、相談からその後の支援につなげる一體的な施策を位置づけて下さい。 国の基本指針には、以下のようなことが記されています。 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。(略) 高次脳機能障害を有する障害者につ	1	御意見の内容は第6章の1「(5) 相談支援体制の充実・強化等」に含まれるものであると考えております。高次脳機能障害や若年性認知症などに限らず、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の充実を図ってまいります。	原案のままとします

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		<p>いては、障害支援区分認定調査等に加え、管内の支援拠点機関や医療機関等とも連携して支援ニーズを把握することが重要である。(略)</p> <p>同じ器質性精神障害に分類される若年性認知症と共に、支援体制の整備を図っていくことを明記していただけますと嬉しく存じます。</p>			
42	89	<p>●第5章 事業No.106「文化芸術活動の推進」について</p> <p>活動指標が作品展示数ですが、重度障害者がなかなか表に出せない感性や思いを支え、引き出し、作品として展示できるまでの地道な支援は簡単なものではありません。福祉の現場で、実際に表現活動をサポートする人材の育成等の施策も載せてください。さらに文化施設の利用料の補助や減免、障害者の表現活動を普及し支援している団体への具体的な施策も載せてください。</p>	1	御意見は今後の参考とさせていただきます。	原案のままとします
43	90	<p>●第5章 事業No.101「移動支援事業の充実」について</p> <p>移動支援を利用しようとすると、通勤通学では利用できず、入所施設では使えません。そういう制限を撤廃して下さい。</p>	5	<p>通勤・通学における移動支援の利用につきましては、国における検討状況を注視し、労働分野、教育分野の合理的配慮の提供体制も踏まながら、検討してまいりたいと考えています。</p> <p>入所施設利用者の移動につきましては、施設入所支援に係る報酬において反映されるべきものと考えます。また、移動支援事業は、外出時における支援を受けづらい在宅の方を対象としております。そのため、施設入所支援に係る報酬単価が、利用者の支援の程度に応じて、ふさわしいサービスの提供体制が確保できるものとなるよう、機会を捉えて、国に要望してまいります。</p>	原案のままとします
44	91	<p>●第5章 事業No.114「福祉タクシー等移動手段の充実」について</p> <p>これまでも指摘してきたが、福祉タクシーは以前1枚につき770円助成×枚</p>	1	御意見は今後の参考とさせていただきます。	原案のままとします

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		数だったが、現在は 550×枚数しか助成されなくなった。つまり (770−550) ×枚数分の助成減額となる。金を稼げない障害者と家族の交通手段を奪うということは外出等の機会が著しく少ない社会参加の機会を奪うことである。移動の自由の確保のために助成額を増やすべき。			
45	99	<p>●第6章 1 (3) 地域生活支援の充実について</p> <p>欄外強度行動障害のところ。認知症の人に対して徘徊と表記するのと同じく認知症の人が他の人と同じく外出して道がわからなくなることを。極めて不適切な記述で何もわからない人に誤解を与えるためこの注釈はやめて下さい。周囲が不適切な対応をするからであり、全く本人のせいではありません。別に行動障害でも何でもないです。</p>	1	<p>御意見を踏まえ、欄外注釈の<u>表記を次のとおり修正</u>いたしました。</p> <p>「<u>生まれつきの障害ではなく、周囲の環境や関わりによって現れる状態であり</u>、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。」</p>	御意見を踏まえ修正します
46	102	<p>●第6章 1 (5) 相談支援体制の充実・強化等について</p> <p>項目の基幹相談支援センターの設置をしたにも関わらず、全くその役割を果たしていない。相談機関との連携強化の取組の実施を年 24 回、1 月に 2 回開催しているようだが、形だけの会議となっており、何ら問題解決に至っていない。本人保護者が望む相談支援が必要。</p>	1	<p>御意見として確認させていただきました。</p> <p>今後も相談支援体制の充実に努めてまいります。</p>	原案のままとします
47	107 109	<p>●第6章 2 障害福祉サービスの見込量と確保方策について</p> <p>「生活介護」、「短期入所（福祉型、医療型）」、「共同生活援助」について、高次脳機能障害（若年性認知症）の方の利用者数についても見込を記して下さい。</p> <p>国の基本指針には、以下のように記されています。</p> <p>当該利用者数のうち、強度行動障害や</p>	1	<p>国の基本指針で示されている重度障害者については、現状では正確な数値を把握できていない状況にあり、見込量の算定ができないため、今後計画を進める中で強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者の把握に努めてまいりたいと考えております。</p>	原案のままとします

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者の見込みを設定することが望ましい。			
48	111	●第6章 2（5）地域生活支援事業理解促進研修・啓発事業について 地域住民に対して障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発を実施しているとのことだが、誰が誰にどのような内容を実施しているというのか。私と家族は地域で暮らしているが、地の代表でさえ対応が偏見にまみれている。当事者ぬきに当事者のことを決めるなが障害者権利条約のスローガンである。地域住民への研修や啓発は当事者家族の意見や意向も取り入れてほしい。	1	「理解促進研修・啓発事業」とは、国が示す地域生活支援事業に位置付けられた事業であり、国の実施要綱上の内容を記載したものです。本市では地域住民に対して障害のある人に対する理解を深めるため、「理解促進研修・啓発事業」として「障害者週間の集い」を開催し、啓発を行っております。	原案のままとします
49	113	●第6章 2（5）地域生活支援事業相談支援事業について 障害者のアンケートでも「ただの電話番」という声があったが私も同感で基幹相談も含めて障害のある人やその家族が安心して生活できるような体制がとられていないし実施もできていない。障害者の最大の権利は生命だが当事者が生命の危険にさらされていても十分に把握しながら対応してもらえたなかった。これで「権利擁護をしています」といえると考えているのか。まずはそのひどい認識を改める必要がある。そのうえで組織の体制を再構築する必要がある（人員が少ないのであれば増やすなどして手厚くする）	1	御意見は今後の参考とさせていただき、相談支援事業の充実に努めてまいります。	原案のままとします
50	119	●第8章 第1節 1障害のある人のニーズの把握と反映について 各種の施策やサービスを効果的に実行するため施策の内容や提供方法等について障害のある人との意見交換の場を設けて当事者やその家族の意見やニーズの把握と反映に努めますとのことだが、当事者と家族として長期にわたり意見やニーズについて担当課、相談機関、関係課に伝え共有し	1	御意見として確認させていただきました。	原案のままとします

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		ながらたらいまわしにして何一つ反映してこなかった。よってしないことについて計画に明記しないか明記するなら実行を伴っていただきたい。			
51	119	<p>●第8章 第1節 2地域社会の理解促進について</p> <p>下3行また～高めていきますの部分。 庁内においてすべての職員が障害のある人に配慮し適切に対応できるよう障害者差別解消法の趣旨を踏まえ職員の障害福祉に関する知識と意識を高めています。の部分を削除する。その理由、原案に書いている部分が実行されているどころか合理的な配慮や当事者の状況を川越市の各課（障害者福祉課や職員課含め）に再三訴えているのに放置され続けている。障害者差別事案についても放置。H28 法律施行当時は理解も意識も高かったが、今の幹部上席は障害者差別がなにかも知らないしこの部分を仮に記載するならまずは所属の上席の研修が必須である</p>	1	本市では職員の障害福祉に関する知識と意識を高めるため、市職員を対象に障害者差別解消法に関する研修を実施しているところです。	原案のままとします
52	119	<p>●第8章 第1節 2地域社会の理解促進について</p> <p>上2行。社協と川越市が連携し市民に対する広報啓発を積極的かつ継続に行うとともに地域住民の参加を得た福祉活動を促進していくと記載されているが、地域で生活する当事者家族にとって周囲の理解が差別解消法施行後深まるどころかますます後退していると言わざるを得ない。具体的にどのように促進していくのかを明記することが必要</p>	1	<p>地域社会の理解促進に関する具体的な事業につきましては、事業 No.1 「広報・啓発活動の推進」及び事業 No.10 「障害者週間記念事業の実施」に記載しております。</p> <p>ご指摘のありました箇所については原案のままとさせていただきますが、地域住民の理解促進のため、障害者差別解消法の周知・啓発に努めてまいります。</p>	原案のままとします
53	120	<p>●第8章 第2節推進体制の整備 4国・県との連携について</p> <p>当事者がコロナワクチンを打てていない。そのために障害福祉サービスを利用ることができないと3年も保健福祉に相談してきたが何の対策も横の連携協力もとってこなかった。他の自治体は独自に打てない市民に対</p>	1	御意見として確認させていただきました。	原案のままとします

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		策を講じている。国と県はコロナワクチンの実施主体市民がワクチンを打つための責任は川越市にありますと言っている。しかし川越市はそれを伝えて全く対応しない。よってこの4行は削除すべきである。			
54	120	<p>●第8章 第2節推進体制の整備 4国・県との連携について</p> <p>関係各課における幹事会、実施担当者によるプロジェクトチームの全庁的な体制を市民にHPで公開すべきである。その理由、障害者とその家族のニーズが全庁的に連携協力が全くされず障害者支援計画の施策と全くマッチしていないため</p>	1	御意見の幹事会及びプロジェクトチームにつきましては、次期計画の中で資料編として要綱を掲載させていただく予定です。また、次期計画は策定後、市ホームページで公開させていただきます。	原案のままとします
55	全体への意見	<p>●紙おむつの支給について</p> <p>疾病のため紙オムツが必要です。支給がなくなると安い品のものを長時間使用することになるでしょう(家計負担のため)。ヒフの悪化も考えられ、通院増になりかねません。健常者と同じ質の良い生活の保証をお願いします。</p>	2	御意見は今後の参考とさせていただき、適切な運用を図ってまいります。	原案のままとします
56	全体への意見	<p>●手話通訳や要約筆記による意思疎通支援について</p> <p>手話言語として、川越市手話言語条例を制定されました。しかしながら、聴覚障害の他に、難聴を持つ方々は手話できないため、手話教室は強制ではなく、筆談ができる方々の尊重し、引き続き、継続しながら手話言語と筆談を合わせて尊重して欲しい。</p>	1	御意見は今後の参考とさせていただき、引き続き要約筆記を含めた意思疎通支援に努めてまいります。	原案のままとします
57	全体への意見	父親です。私には3人の男の子供がいます。次男は生まれつき、発達障害と統合失調症を抱えて生まれました。精神病院には2年6か月入院、私は毎日通いました。家では暴力を振るい、物は壊し、お金を盗み、嘘は言う。精神病院の院長から入院を断られ警察に行って相談するように言われる。警察の方が保健所へ連絡して保健所の方が来てくれました。私は家庭崩壊と地	1	御意見は今後の参考とさせていただき、適切な支援を提供できるように、関係機関と連携を図り、引き続き支援体制の充実に努めてまいります。	原案のままとします

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		獄を何度も見ました。今も続いています。			
58	全体への意見	パブリックコメントは、行政側にとつては、民意のガス抜きである、と聞きます。さらに川越市においては、「組織票」と軽んじられるようです。住所も氏名も連絡先も明記してのパブリックコメントですので、稚拙なものであっても、どうぞ真摯にお受け取り下さい。そして、重度の仲間が沢山いる事業所に、是非見学にいらしてください。当事者、家族の暮らし、職員さんのご苦労、日々一生懸命な様子をご自身の目で見て下さい。市役所の机上だけでは、イメージできないことが溢れています。一保護者ですが、ご案内をさせていただきます。お待ちしております。	1	御意見として確認させていただきました。	原案のままとします
59	全体への意見	よく刑事物のテレビドラマにあるような、現場を知らない警察のキャリア組や官僚組織と、地場を泥臭く自分の足でまわる現場の刑事との感性のギャップを思い浮かべてしまいます。 市政運営のためには、勿論、予算を鑑みることは大事ですが、理念の無い数字合わせの、机上の空論にならないことを願います。 昨夜、NHKテレビの『プロフェッショナル』で、落合陽一さんが、子どもが障害をもって生まれた話をされていました。知識としては知っていても、当事者になって初めて分かったこと、当事者にならなければ分からなかつたことについてお話されていました。世界中のありとあらゆる文献や資料を調べたとおっしゃっていました。高齢になれば誰もが某か障害を持つ、障害者になるとも言われます。昔の蔵の街の面影を残すこの街に沢山の観光客が来て下さるのも、この街に温かみを感じるからだと思います。 是非、障害者や、ケアをする家族にも温かい街であってください。私の愛する川越市が、冷たい街にならないよう	1	御意見として確認させていただきました。	原案のままとします

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		願っています。			
60	全体への意見	私は73才もうすぐ後期高齢者です。息子は42才(知的には障害により5才位でしょうか)5,10年後が不安でなりません。息子は施設に通っていますが、施設が続いてくれることを願っています。福祉予算を削らずに、中核市として独自の力を発揮してほしいです。支援計画にはぜひ小さな市民の切なる願いを反映してもらいたいです。	1	御意見として確認させていただきました。	原案のままとします
61	全体への意見	子どもはいじめ差別を受け不登校、連携協力してもらはずそのまま。にもかかわらず、それにかかる不利益はすべて子どもと家族が受けてきた。こんな計画になんの希望があるというのか。定めておわりの計画ならいいらない。	1	御意見として確認させていただきました。	原案のままとします
62	全体への意見	埼玉県はケアラ一条例を定めている。ケアラーとは障害者を無償で介護する家族の事である。障害者が住みなれた町で安心して暮らすためには介護を担う家族が心身共に健康でなければならない。しかし本計画にはそのことが全く位置づけられていないし、ふれられていない。障害児者の生活と直結するケアラーの支援も本計画に入れるべきである。また、埼玉県ケアラ一条例はもちろん埼玉県川越市も条例の及ぶ範囲だが、無償ケアラーの支援をするどころか負担しかかけられていません。よって必ず入れるべき。	1	御意見として確認させていただきました。 なお、事業No.85「ホームヘルプサービスの充実」で本人やその家族の負担を軽減するための支援について記載しております。	原案のままとします
63	全体への意見	計画全体に下記を入れ込む。障害児も児童福祉法の児童だが、こども未来部の各相談が施策の中に入っていない。障害児の相談はこども未来部で受けないのか。こども家庭課はこどもや保護者の相談を事業として行っている。障害児を相談の対象から排除することなく入れるべきである。	1	御意見の内容は事業No.54「児童発達支援センターの充実」に含まれるものと考えております。 なお、市の「第2期子ども・子育て支援事業計画」において、障害児を含めた児童福祉に関する各種相談支援について記載しております。	原案のままとします
64	全体	高次脳機能障害の人の家族など、障害のある人の家族も「徘徊高齢者家族支	1	御意見の内容は、現状では検討がなされていないため、計画上の位置づ	原案のままと

意見No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
	への意見	援サービス事業」と同等のサービスを受けられるよう施策を計画に記して下さい。 記憶障害や地誌的障害のため、徘徊してしまう高次脳機能障害児者が居ます。		けは行えませんが、今後の施策検討の参考とさせていただきます。	します
65	全体への意見	神経科の医療費は2カ月で20万円かかっていました。医療助成削減は、生活に直結します。薬を減らして本人を苦しませることになってしまいます。	1	御意見として確認させていただきました。	原案のまとします
66	全体への意見	もっと仲間達が職員達と楽しく働ける職場があればいいと思います。	1	御意見として確認させていただきました。	原案のまとします
67	全体への意見	本計画（原案）に書かれている計画が当事者とその家族にとってみれば計画に掲げていることについて上席に問い合わせてもやらない、しない、意見の聴取もしない、連携しない、ただ字が書いてあるとだけしか認識できない。実行できない、しない計画は定めても無意味。	1	御意見として確認させていただきました。	原案のまとします

